（8.107m）が、神戸市の都市計画で定められた第１種高度地区における高さの限度（隣地境界線までの真北方向の水平距離（５m）に0.6を乗じて得たものに５mを加えたもの（８m））を超える設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　古田　義弘　一級建築士　第78994号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成23年11月))について、株式会社アトリエフルタ建築研究所（兵庫県知事登録（一級）第201365号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第55条第１項の規定に違反する設計（３階バルコニー庇の一部が、神戸市の都市計画で定められた第一種低層住居専用地域における高さの限度である10mを超える設計）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号)(以下「施行令」という。)第126条の２第１項の規定に違反する設計(地下２階駐車場の排煙計算について、有効開口幅が4.45mの排煙口を8.75mとして計算したことにより、開口面積が施行令第126条の３第１項第８号の規定により定める面積に満たない設計、並びに１、２階のリビング・廊下・介護職員室・ホール及び３階の廊下・ホール・リビングの各排煙計算について、排煙口とみなせない防火戸を排煙口とみなしたことにより、開口面積が施行令第126条の３第１項第８号の規定により定める面積に満たない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　山﨑　孝一　一級建築士　第241027号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年11月))について、株式会社ユニプラン（奈良県知事登録第2012（は）1867号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第58条の規定に違反する設計（本件建築物の高さ（8.677m）が、神戸市の都市計画で定められた第１種高度地区における高さの限度（隣地境界線までの真北方向の水平距離（1.9m）に0.6を乗じて得たものに５mを加えたもの（6.14m))を超える設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　板野　泰之　一級建築士　第213835号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　岡山県内の建築物（１物件(建築確認：平成22年９月))について、親喜建設株式会社一級建築士事務所（岡山県知事登録第1925号）の業務に関し、工事監理者として、工事が設計図書のとおりに行われていない（建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条の規定に基づく「遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法を定める件」(昭和45年建設省告示第1827号）第２二号イに適合していない。)にもかかわらず、その旨を建築主に報告しなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　井上　長年　一級建築士　第90556号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　福岡県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年10月))について、有限会社井上長年設計事務所一級建築士事務所（福岡県知事登録第１―11249号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第５項の規定に違反する設計（本件建築物は第一種住居地域内にあり、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超える建築物は建築出来ないにもかかわらず、増築により事務所の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超え、用途が「駐車場」(317.25㎡）及び「その他」(102.19㎡）である部分を合わせた建築物全体の床面積の合計が3,992.17㎡となる設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　萱原　正利　一級建築士　第196703号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　佐賀県内の建築物（１物件（建築確認（変更）：平成21年４月））について、株式会社穴吹工務店九州支社一級建築士事務所（福岡県知事登録１―11240号、平成21年９月17日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条に違反する設計（本件建築物の容積率は245.03%以下でなければならないにもかかわらず、248.01%となる設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　西村　亮二　一級建築士　第278414号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　熊本県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年２月))について、建築設計工房ニシムラ（熊本県知事登録第2569号）の業務に関し、設計者として、建築士法第18条第１項の規定に違反する違反設計（本件建築物は開発許可を受けた開発区域内にあり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第１項の規定により、当該開発許可に係る予定建築物（工場及び事務所）以外の建築物を新築してはならないにもかかわらず、「寄宿舎等（社員寮)」を新築する設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定又は建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　安部　励貴　一級建築士　第278362号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止２月